

令和5年7月15日

政務活動先進事例調査報告書

報告者：政策研究グループグローバルしそう

下記のとおり、先例事例調査を行いましたので、宍粟市議会政務活動費の使途に関する要領第6（7）の規定により報告します。

記

1. 視察年月日 令和5年7月5日（水）
2. 視 察 先 兵庫県神崎郡神河町
3. 出 席 委 員 会派グローバルしそう 大畑利明・飯田吉則・前田佳重
4. 事 務 局
5. 視察先又は研修先基本情報

		栄栗市	神河町		
概要	令和5年3月末人口(人)	34,981	14,698		
	令和5年3月世帯数	14,698	4,221		
	面積(Km ²)	658.54	202.27		
	合併年月日等	H17.4.1 4町	H17.11.7 2町		
令和4年度 財政指標	標準財政規模(千円)	14,634,544			
	財政力指数	0.338(0.340)			
	経常収支比率(%)	93.9			
	実質公債費比率(%)	6.6(7.709)	11.7		
議会概要	議員数(人)	16	12		
	議長月額報酬(千円)	448	335		
	副議長月額報酬(千円)	370	245		
	議員月額報酬(千円)	346	225		
	政務活動費(年額)(千円)	180	0		
	議会基本条例制定時期	H23.3.25	H24.12.13		
議会改革度調査 2020ランキング 早大マニフェスト研究所	総合順位				
	情報共有				
	住民参加				
	機能強化				

※議会改革度調査の主な内容

情報共有＝議事録の公開状況・議案や資料の公開・議会の映像配信・政務活動費の公開など

住民参加＝議会の議事録公開・映像の配信・議会だよりの発行状況など

機能強化＝議会基本条例の制定と検証・議員提案条例・議案の否決修正の状況など

※ 視察先が地方自治体以外の場合は、上記の表は用いず当該機関の概要を記載する。

6. 調査概要

調 査 先	神河町ひと・まち・みらい課	場所	神河町役場 会議室
調 査 目 的	公の施設における指定管理者制度について		
実 施 日	令和5年7月5日(水) 午前10時00分～午前11時55分		
対 応 者 職 名	神河町長 山名宗悟、課長 石橋啓明、副課長 高橋吉治		
主 な 質 疑 等	1 指定管理者の指定の状況(選定基準、指定管理施設の現状など) 2 指定管理者基本協定及び責任分担について		
調 査 結 果	【指定管理者の指定の状況】 ・選定委員会(10名以下で構成)⇒ 社会保険労務士、地元金融機関、商工会、観光協会、副町長、会計管理者、総務課、担当課 ・選定基準(審査項目) ⇒ 基礎項目: ①設置目的と運営方針の整合性(5点) ②施設の魅力及びサービスの向上(20点) ③地域との連携(15点) ④施設維持管理(10点) ⑤運営体制(15点) ⑥経営基盤(5点) ⑦危機管理(10点) ⑧収支計画(20点) 加点項目: アピールポイント(10点) 合計110点 ・指定管理施設の現状⇒ ①峰山高原ホテル: 指定管理料なし、納付金(水道施設使用料)60万円/年、修繕業務分担60万円/年、負担金営業収入の1%/年 ②峰山高原スキー場: 指定管理料なし、納付金(水道施設使用料18万円/年、施設利用料3,000万円×10年間、修繕業務分担60万円/年、負担金営業収入の1%又は営業利益の20%の多い額 ③ふるさと村キャンプ場: 指定管理料なし、納付金(土地使用料)170万円/年、修繕業務分担30万円/年、負担金営業収入の1%及び営業利益の10% ④ホテルモンテローザ・公園: 指定管理料347万円、納付金なし、修繕業務分担30万円/年、負担金営業収入の1%/年 ⑤グリーンエコー笠形: 指定管理料なし(体育施設720万円)、納付金(土地使用料11万円/年・施設利用料355万円/年)、修繕業務分担60万円/年、負担金営業収入の1%/年 ⑥ヨーデルの森: 指定管理料180万円、納付金なし、修繕業務分担60万円/年、負担金営業収入の1%/年 ⑦水車公園: 指定管理料230万円、納付金なし、修繕業務分担30万円/年、負担金営業収入の1%/年、その他同様		

	*修繕業務分担額は、前年度の営業収入により3区分(60万円・30万円・10万円) *負担金に係る営業収入は、自主事業も含まれる。 *指定管理料：11施設の合計額 22,367千円 【基本協定及び負担区分】 ・基本協定書第25条・・・町と指定管理者の責任分担が明記されている。 管理運営事項：①需要変動(利用者減、収入減、運営費の膨張)の負担者は、指定管理者、②物価変動(急激なインフレ・デフレに伴うコスト増減)の負担者は、町と指定管理者の協議事項など *第三セクター等が行っている事業の意義、採算性等について検討を行い、総務省の資金を活用することにより、第三セクターを解散する判断を行っている。
調査先の現状における課題	・指定管理者選定委員会委員に公認会計士等の選任が課題
考察	(宍粟市での実施の可能性や問題点などを考察する) ・神戸町は、指定管理者制度本来の目的、役割が果たせるよう、第三セクターについて、地方公共団体の出資の廃止など、根本的な見直しを行っている。その上で、収益的施設は、民間のノウハウを活用しながら、住民サービスの向上を図り、同時に地方自治体の財政負担への影響を少なくしている。 ・どの施設も、町と指定管理者の責任分担が明確であり、指定管理者自らの責任で事業を遂行し、経営責任は、指定管理者に帰するとしている。 ・指定管理料は少なくし、応募者が、公の施設を使用して営業することから、納付金(水道施設や土地使用料)、修繕業務分担金、維持管理負担金を徴収している点などは、宍粟市が学ぶべき部分であると感じた。 ・例えば、峰山高原スキー場に関して、過疎債の実質町負担分約3億円は、指定管理者からの納付金(3,000万円×10年間)で回収できる制度設計としている。 ・宍粟市の場合は、指定管理者選定委員会についても、公認会計士等の専門家を選任する必要があるとともに、抜本的な見直しが必要な時にきていると感じた。 ・地域における産業の振興や雇用の確保、公共性や公益性が高い事業として重要な役割を担っているが、その一方で漫然と高額な指定管理料や維持管理経費を投入し続けることで市の財政的なリスクも大きくなっている現状から、指定管理者施設全般について、抜本的な見直しの検討を行う時期にあると強く感じた。

7、参加者の所感

【大畑利明】

公の施設を管理する神河町とその施設を使用して経営を行おうとする公募業者間で、施設管理の責任と経営責任の役割分担が明確であった。収益的施設は、指定管理者自らの責任で事業を遂行してもらうことと事業者側の意思が一致して事業が展開されていると感じた。

このような役割、責任分担などの関係性が、双方に利益をもたらす結果を生んでおり、宍粟市のように高額な指定管理料を拠出し、さらに、維持管理費・設備更新費などの負担を公が担っていることは、民間事業者の育成や発展をも阻害する容認になり、結果的に、行政負担が増えるばかりであり、住民サービスの向上を目的とする指定管理者制度の効果は生まれない。

行政支援を行う場合にあっては、支援を漫然と継続することや、支援の規模が拡大することがないよう協定することが重要である。

このため、行政と指定管理者間で責任分担を明確にすることや、支援の上限、支援の打ち切り要件等について取り決めていく必要があるのではないかと感じた。

さらに、喫緊の課題として、現在の地方公共団体の出資等の施設の改革と経営健全化に取り組んでいく必要があり、当該施設が再生可能か不可能か、その判断を行う時期にあると感じた。

【飯田吉則】

神河町では、公の施設への出資をなくして、施設の管理運営を担う事業者を公募するという方法をとっておられるところが宍粟市と大きく違う点である。

指定管理者の公募は指定の手続きに関する条例の規定に基づき公募され、管理運営についての責任分担についても指定管理者責任で対応するものと、両者での協議事項とされているもの、町が責任を持つものなどがきちんと明文化されており、責任の所在が「見える化」されている。収益が見込まれる施設については、事業者との協議の上、納付金と維持管理負担金を徴収するなど、財源として一定の効果も見られる。

宍粟市も、従来の出資による施設運営参加を見直し、公募による施設運営管理事業者にまかせてはどうか。第三セクター等の運営方法の早期見直しを行い、経営の健全化の可能なものに絞り込む時期が来ているのではないかと感じた。

【前田佳重】

第3セクターでは、経営責任を持たない、事業をしたことがない人が行っており、損失が出ても、結局は自治体がどうにかしてくれると思い、まともな経営などできていない。

また、事業も資金も責任が不明瞭になっている。神河町では、管理運営など、町と指定管理者の責任分担が明確に示され、指定管理者主導で、行政の予算などに依存せず、民間の事業ができる人材で事業が展開されていると感じた。

第3セクターの問題としては、目の前にある商品を開発して売上げをあげることが大切であるが、そこに雇用拡大、人口減少対策など複数目標設定まで課している。また、お客様が

ら支持されるマーケット重視であるが、地元合意・制度制約に縛られている。それに、自分たちで事業を組み立て、資金調達し、その成否に対し経営陣は責任を取らなくてはなりません。現実には必ずしもそうではありません。

宍粟市においても、市と指定管理者の責任分担を明確にし、事業を組み立て営業できる人間が経営し、資金調達に行政は関与しないことが必要と考えます。

第3セクターの問題に対しても事業で達成しようとする目標を絞ることや、事業は小さく積み上げ、成長と共に規模を大きくしていくことが大切だと考えます。

8. 視察研修の状況



6. 調査概要

調 査 先	神河町 総務課	場所	神河町役場 会議室
調 査 目 的	地域自治協議会の取組について		
実 施 日	令和5年7月5日（水）午後1時20分～午後3時40分		
対応者職名	課長 平岡万寿夫 係長 日和哲朗		
主な質疑等	・過疎、人口減少における地域課題と地域運営組織のあり方について ・地域運営組織の形態、内容、人的・財政的支援について		
調 査 結 果	【地域自治協議会提案の背景】 ・神河町では、平成22年から10年間全40区（自治会）で開催してきた町長懇談会により、裏山防災・環境維持対策・区要望事業の推進など、住民の声をもとに事業推進、補助事業化を進めてきた。一方で、未解決課題の多くは、担い手不足等による区運営など少子・高齢化に伴う地域振興課題が浮き彫りになった。このような現状・地域としての困りごとを背景に、区単位では解決できない課題に取り組む組織として、より広域の行政ブロックをつくる「地域自治協議会」の仕組みが提案され、本年4月27日初の自治協議会「越知谷ブロック」が設立された。 【ブロック別懇談会の開催と地域自治協議会の仕組み】 ・地域自治協議会は、住民が主体となり、区域内の各種団体や民間事業者とともに地域づくりを進める組織。令和3年度から、7ブロックでブロック別懇談会を開催している。令和5年度は、「越知谷ブロック」のみで、残りは令和6年度の立ち上げをめざしている。 ・地域自治協議会の設立に向けたブロック別懇談会では、6年前から長谷地区に配置している集落支援員の取組み成果と課題や、朝来市での取組事例を紹介しながら、人（集落支援員・地域おこし協力隊等）と財源を一定予算化できる仕組みなどを提案している。 ・人的、財政支援は、地域課題の掘り起こし・まちづくり計画は、集落支援員等が事務局を担い作成し、その費用は、特別交付税により措置されている。また、1ブロック300万円/年程度で15年間の「地域づくり交付金」を交付する予定である。 ・協議会の事業としては、地域の課題解決及び地域の個性や実情に応じた地域づくりのために、地域福祉・子どもの健全育成・生活環境・活性化等の事業について、項目別に部会を構成して取組む方法で、負担や責任が集中しない配慮がされている。		

【地域づくり交付金の財源】

- ・ H26・27年に10.2億円借入れし、まちづくり基金10.8億円を積立、H28年からまちづくりに運用している。
- ・ 借入金の償還が終了する R17.18年で基金残高3.95億円を見込み、R4～18年の15年間で平準化（2,600万円/年×15年間）の運用が可能と試算する。

【集落支援員報酬の財源】

- ・ 集落支援員の報酬は、専任者240万円、兼務者40万円を支給する。
- ・ 財源は、特別交付税を措置する。
- ＊根拠規定は、過疎地域等における集落対策の推進要綱（総務省）

【7ブロックの組織・規模】

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ・ 越知谷・・・5区・341世帯、741人 | 集落支援員（兼任） |
| ・ 栗賀北・・・5区・1,058世帯、2,799人 | 集落支援員（兼任） |
| ・ 栗賀南・・・6区・598世帯、1,525人 | 集落支援員（兼任） |
| ・ 大山・・・4区・552世帯、1,477人 | 集落支援員（兼任） |
| ・ 寺前・・・6区・903世帯、2,194人 | 集落支援員（兼任） |
| ・ 小田原・・・5区・410世帯、1,121人 | 集落支援員（兼任） |
| ・ 長谷・・・9区・310世帯、683人 | 集落支援員（専任・補助員） |

【〇〇ブロック 地域づくり計画(案)の事例】

- ① 安心部会（高齢者・子ども等の支援、歴史文化、地域資源の継承）
 - ・ 「デマンドバス」アンケート実施 ➡ 早期運行開始を町に要望
 - ・ 有償助け合いサービス開始、・ 命のカプセル 全戸配布
 - ・ 歴史、文化勉強会の開催、発電所復興調査の実施
- ② 安全部会（道路河川整備、空き家管理、農地、山の保全、防災・防犯）
 - ・ 〇〇川名水・花街道の合同植樹会実施
 - ・ 地区防災計画策定、防犯カメラ設置、AED設置
- ③ 交流部会（スポーツ、都市農村交流、総務関係）
 - ・ スポーツ事業開催
 - ・ 部会員先進地視察研修実施
 - ・ ホームページ、会報誌等情報発信
 - ・ 事務局、会計業務など

調査先の現状における課題	・集落支援員が地域住民と連携し活動していくリーダーになり得ていない。区長の想い等との調整が難しい。 ・区長の交代により、事業に対する考え方に差異が生まれることがある。区単位から広域で連携して進められよう区を超えて連携できるかが課題。
考察	(宍粟市での実施の可能性や問題点などを考察する) 宍粟市が進める地域運営組織は、「自治会と相互に補完、連携しながら、さまざまな個人や団体の参画のもと、地域課題の解決や地域資源の活用について話し合い、実行するもので、従来の自治会組織では取組みにくかった活動に取組みやすい組織である。」と定義している。神河町が進める地域自治協議会（住民が主体となり区域内の各種団体や民間事業者とともに地域づくりを進める組織）との違いが分かりにくいのが、背景や方向性、支援内容などに違いが見える。 例えば、神河町は、人口減少や高齢化が進む中で、「区単位では解決できない課題に取り組む組織」と方向性が明確にされているが、宍粟市の運営組織は、これまで地域づくりに参加する機会の少なかった女性や若者などの多様な個人が参画し「やりたいことに取り組める場を創出する。」となっており、地域課題の認識や解決の方向性などについて、運営組織の相違点が見える。 また、支援員が配置されるが、支援員の役割や経費について違いがある。宍粟市の支援員活動費は、最大 120 万円としているが、特別交付税なら 240 万円の措置が可能であると考えられる。 宍粟市は、地域運営組織への一括交付金として、「各部局が個別に交付してきた補助金等を精査し、一定の集約をしながら交付を検討する。」としているが、神河町は、まちづくり基金を原資に 1 地区当たり約 370 万円×15 年間の活動費を確保しており、その差は歴然としている。宍粟市も、地域振興基金約 19 億円（R5 年度末残高見込み）の活用を検討する必要があると考える。

7. 参加者の所感

【大畑利明】

宍粟市が進める地域運営組織は、「自治会長や自治会役員だけではなく、女性や若者などが参画し、地域外の人材も巻き込みながら、地域づくりを進めていく。自治会ではなく、多様な主体が参画でき、多様な方法で柔軟に運用できる新たな組織が必要。運営組織は、女性や若者、子ども、地域外の住民などの個人、各種団体で構成され、地区自治会と協働していくことにより、プラットフォームとして機能することで効果的、効率的に課題解決にあたることが期待できる。」とある。

しかし、宍粟市の場合、地域における未解決課題の多くは、担い手不足等による自治会運営の難しさであり、少子・高齢化に伴う地域課題が浮き彫りになっている。従って、これまで地域づくりに参加する機会の少なかった女性や若者などの多様な個人が参画し「やりたいことに取り組

める場を創出する。」運営組織ではなく、単位自治会では解決できない課題に取り組む広域的な組織を創設していくことが最優先課題であり、現在の地域運営組織は、再検討すべきと感じた。

【飯田吉則】

地区住民により協議を重ねて設置されている点は評価できますが、協議の場に若者や女性の参加が見られなかったところは残念です。その点については、協議会の今後の運営の中で、取り入れていかなければならない部分だと認識されているとのことでした。

宍粟市における「地域運営組織」の設置は、千種と繁盛、両地区の既存の団体を基軸に進められていますが、必ずしも小規模自治会の望む課題解決に直結しておらず、地域の活性化に重きを置いているように感じられます。今後の「地域運営組織」の設置に関しては、地域の深刻な課題解決に繋がるよう、行政のサポートの上、十分な住民の協議期間を持つことが必要であると考えます。注目すべきは、「越知谷ブロック」設立に向けては、各区の正副区長をメンバーとして設立に向けた協議会を令和3年2月から令和4年10月の設立準備会総会まで、なんと22カ月23回重ねておられることです。

【前田佳重】

地域には安心・安全の確保、生活の利便性の向上、美しい自然環境やまちなみの保全、高齢者や障がいを持つ方への支援、子育て支援、青少年健全育成、産業の活性化、祭りや地域文化の伝承など、地域に広くかかわる公共的な活動がたくさんあります。

公共サービスを提供する側に参加することによって、より地域の実態に応じた丁寧なサービスが可能となります。

地域自治協議会は、これらの多くの活動が無駄がないように、連携しながらより効果が上がるように調整する役割となります。それをICTを活用することにより、自治会や団体活動の負担が軽減され、若者や女性が参画しやすく、より活発な活動となることが期待できます。市・ブロック・区（自治会）の情報の共有、標準化が合意形成、効果的な活動に繋がると考えます。

8. 視察研修の状況

